

諮問番号：令和 6 年（個）諮問第 1 号

事 件 名：平成 1 8 年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている、国土交通省から提出を受けた計算証明書類及び会計実地検査で取得するなどした検査資料に記載された保有個人情報の開示決定（不存在及び存否応答拒否）に関する件

諮 問 日：令和 6 年 1 月 2 5 日

答申番号：答申（個）第 1 1 号

答 申 日：令和 6 年 1 0 月 3 日

答申書

第 1 審査会の結論

平成 1 8 年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている行政文書に記載された、審査請求人に係る保有個人情報として特定された下記①及び②の保有個人情報につき、①の保有個人情報を不存在を理由に不開示とし、②の保有個人情報をその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

① 計算証明規則に基づき国土交通省から提出を受けた行政文書（以下、計算証明規則に基づき会計検査院に提出される行政文書を「計算証明書類」という。）に記載されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報 1」という。）

② 会計実地検査等に当たり作成又は取得した検査資料に記載されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報 2」という。）

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 7 6 条第 1 項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和 5 年 1 1 月 1 日付け 5 0 普第 2 2 4 号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

会計検査院のホームページに個人情報の開示ができると表示されている。また、会計検査院事務総長の印がない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、特定の工事に関して、平成18年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている文書に記載された審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定（不存在及び存否応答拒否）

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報として、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2を特定した。そして、本件対象保有個人情報1については、保有していないことから、不開示とし、また、本件対象保有個人情報2については、検査報告等に掲記されている事項に本件開示請求に係る事項が存在しないことを確認して、その存在又は不存在を前提として開示決定又は不開示決定を行った場合には、検査報告等に掲記されていない特定の検査事項に係る会計検査院の検査過程における検査の実施状況等に関する情報を明らかにすることとなり、個人情報保護法第78条第1項第7号（ハ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示する結果となることから、個人情報保護法第81条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とする決定を行った。処分庁が不開示とした理由は、後記2及び3と同様である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、令和5年11月22日付けで、上記不開示決定（不存在及び存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求のうち本件対象保有個人情報2に係る分は、上記1(2)のとおり、検査報告等に掲記されていない事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は当該審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

① 検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては同院の意思決定機関である検査官会議の最終的な議決を経なければならないとして、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和22年法律

第73号)の趣旨(同法第11条第2号、第29条等)に沿わない結果を生ずることとなる。

- ② 会計検査院は、①で記載した法の趣旨を更に敷えんして、慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けていることから、そのような過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために慎重かつ周到な審理・判断の過程を設け、この過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

- ③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない(したがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含まれている場合も少なくない。))。

そして、会計検査院が厳正かつ円滑な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じて事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備(検査に必要な情報の収集等を含む。)を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見の交換等を行う必要があるが、このような同院と受検庁との間の率直な意見の交換等というものは、その内容(検査の結果等に関する未成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。)の不公表(すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情報であること)を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感と呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- ④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報(すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報)の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 本件処分の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 本件対象保有個人情報1を保有していないこと

国土交通省から提出を受けた平成18年前後の支出を証明する計算証明書類の保存期間(5年)は24年前後に満了していることから、会計検査院は、上記の計算証明書類を保有しておらず、本件対象保有個人情報1を保有していない。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第7号(ハ及び柱書き)該当性

前記2のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する審理・判断の公正・慎重を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信

感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「開示することにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（個人情報保護法第78条第1項第7号ハ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）であり、個人情報保護法第78条第1項第7号（ハ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(3) 個人情報保護法第81条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに行うことができるものである（個人情報保護法第81条）。

本件開示請求のうち本件対象保有個人情報2に係る分は、検査報告等に掲記されていない特定の検査事項に係る会計検査院の検査過程における検査の実施状況等が分かる文書に記録された保有個人情報（「特定の工事に関して、18年前後に行われた特定地番に係る立ち退きに当たり、国からの補償金として個人に支払われた情報が記載されている行政文書のうち、審査請求人の保有個人情報」）について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項について検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、前記3(2)のとおり、現在又は

将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求のうち本件対象保有個人情報2に係る分に対して、本件対象保有個人情報2の存在又は不存在を前提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、個人情報保護法第78条第1項第7号（ハ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件処分は、個人情報保護法第81条の規定に該当し、適法なものと認められる。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件処分は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年 1月25日 諮問書の收受
- ② 同年 4月19日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 5月30日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 7月30日 審議
- ⑤ 同年10月 2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、平成18年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている文書に記載された審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報1については、保有していないことを理由に不開示とし、本件対象保有個人情報2については、その存否を答えるだけで個人情報保護法第78条第1項第7号（ハ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなるとして、個人情報保護法第81条の規定に基づき、開示請求を拒否した決定を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象保有個人情報1の不存在について

審査請求人に係る保有個人情報が国土交通省から提出を受けた18年前後の支出を証明する計算証明書類に記載されていたかどうかは、当審査会において確認できなかったが、仮にこれが記載されていたとしても、諮問

庁は、国土交通省から提出を受けた１８年前後の支出を証明する計算証明書類の保存期間（５年）が満了したことにより廃棄したため、会計検査院は、当該計算証明書類を保有しておらず、本件対象保有個人情報１を保有していないと説明している。

このような本件対象保有個人情報１を保有していないとの諮問庁の説明に、特段不自然な点は認められず、処分庁は、本件対象保有個人情報１を本件開示請求時点において保有していたとは認められない。

３ 本件対象保有個人情報２について

（１）本件対象保有個人情報２の内容等について

本件対象保有個人情報２は、特定の工事に関して、１８年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている、会計実地検査で取得するなどした検査資料に記載されている保有個人情報である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではない。受検庁に対して文書による質問を発して事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要がある場合には、検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要がある場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、特定の工事に関して、１８年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、取得及び保有される文書に記載されている保有個人情報の開示を求めるものであると認められる。

このため、特定の工事に関して、１８年前後に行われた立ち退きに係

る国からの補償金に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象保有個人情報２の存否を答えることは、検査報告等に掲記されていない特定の検査事項に係る会計検査院の検査過程における検査の実施状況等に関する情報を明らかにすることとなり、同院が特定の工事に関して、１８年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記される必要があるとして、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

(２) 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

ア 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

イ 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

ウ 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記ア及びイのような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

エ 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記イのように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交

換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

(3) 本件対象保有個人情報 2 の存否応答拒否について

前記 1、3 (1) 及び (2) の事情を前提に、以下のとおり、本件対象保有個人情報 2 の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

ア 本件対象保有個人情報 2 の存否を答えることは、前記 3 (1) のとおり、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ また、本件対象保有個人情報 2 の存否を答えることは、前記 3 (1) のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記 3 (2) エに記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ さらに、諮問庁は、上記イのような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将

来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

エ そして、前記３（２）アのように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、上記ア、イ及びウで述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象保有個人情報２の存否に関する情報は、公にすることにより、個人情報保護法第７８条第１項第７号ハに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第１項第７号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象保有個人情報２の存否を答えることは、個人情報保護法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、個人情報保護法第８１条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

５ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報１につき、不存在を理由に不開

示とし、本件対象保有個人情報２につき、存否を答えるだけで個人情報保護法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、個人情報保護法第８１条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は、妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子